

副本

平成16年(行ウ)第497号

公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤洋子外43名

被告 東京都知事外4名

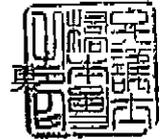
準備書面(8)

平成18年7月18日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士

橋本



被告ら指定代理人

中村次良



同

貫井彩



同

藤本清孝



同

前田康行



同

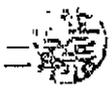
吉野正



被告東京都知事及び東京都都市整備局総務部企画経理課長

指定代理人	森田雅	
同	吉原信	
同	井上	

被告東京都知事及び東京都建設局総務部計理課長

指定代理人	後藤謙二	
同	玉田嘉喜	
同	大和田隆夫	
同	大坪安則	
同	内野祐章	
同	向山公	

被告東京都財務局経理部総務課長

指定代理人	鳥海正富	
-------	------	---

被告東京都水道局長指定代理人

	徳永宏	
同	藤代将彦	

1 利水安全度と確保すべき水源量との関係

利根川水系（国が管理する河川で構成される。）において取水が認められている水量は、計画上のすべての施設が完成した場合において、5年に1回程度発生する規模の渇水の場合にも取水できるものとされており、現行の水源地開発計画を前提とした場合、都が将来確保する水源の総量は日量680万 m^3 である。

都は、せめて10年に1回程度の割合で発生する規模の渇水の場合であっても都民生活に支障が生じないことを水源確保の目標としており、この目標を前提とした上で、近年の安定供給可能量の低下を考慮し、都が将来確保する水源の総量を算定し直すと、日量570万 m^3 程度となる。利水安全度1/10に見合うだけの水源を確保するという趣旨のことは、既に提出している乙第84号証4頁に明記されているところであるが、最初に公表されたのは、平成9年5月に都水道局が策定した「東京水道新世紀構想—STEP 2 1—」（乙第104号証）においてである。

なお、同構想で用いられている給水安全度とは、何年に1回の割合で発生する渇水まで給水制限なしで平常給水が可能であるかに着目した指標であって、節水施策の推進などを加味した給水レベルでの安全性を示すものであり、利水安全度に大きく依存するものである。

ところで、利水安全度は、取水できる水量の安全度を示すものであり、計画上の利水安全度が1/5ということは5年に1回程度の割合で発生する規模の渇水でも必要な水量を確保できることであり、それよりも大きな規模の渇水が発生した場合には、必要な水量を確保できないということである。同じく、計画上の利水安全度が1/10ということは、10年に1回程度の割合で発生する規模の渇水でも必要な水量を確保できることであり、それよりも大きな規模の渇水が発生した場合には、必要な水量を確保できないものとして受け入れるということの意味する。

問題は、何年に1回程度の給水制限であれば、利用者が受忍すべきであり、

水道事業者としての責任が果たされたということが出来るかということであるが、これを本件訴訟のレベルで言うならば、水道利用者はどの程度の給水制限を受忍すべき法律上の義務があるか、水道事業者がどの程度の利水安全度を超えて水源を確保することが違法になるかということである。

水道事業者が理想とするのは、ニューヨークやサンフランシスコにおけるように過去最大級の渇水の場合にも給水制限をしなくて済むことであり、10年に1回程度発生する規模の渇水に対応できるように水源を確保するというのは現実的な目標として設定したにすぎず、それを超えて水源を確保することが違法であるという意味ではないことはいうまでもない。

2 利水安全度を踏まえた将来の水源量が日量570万 m^3 程度となる根拠

近年の少雨傾向により河川流況が減少傾向にあることから、河川から取水できる水量は当初計画した水量に比べて減少している。また、都は、将来の保有水源量を算定するに当たり、10年に1回程度発生する規模の渇水に対応できる水源の確保を目標としている。

この二つの要素を考慮すると、霞ヶ浦導水及び霞ヶ浦開発を除く利根川水系からの取水可能量は20%減少、荒川水系からの取水可能量は22.5%減少となる。

このことを踏まえ、将来の保有水源量を算定すると、表1のとおり、日量570万 m^3 程度となる。

表1 将来の保有水源量の再評価

(単位: 万 m^3 /日)

	将来の名目水源量	評価率 (減少率)	評価した水源量
	A	B	$C = A \times B$
霞ヶ浦導水及び 霞ヶ浦開発を除く 利根川水系	489.6	80% (20%)	391.68
霞ヶ浦導水及び 霞ヶ浦開発	23.8	100% (0%)	23.80
荒川水系	28.2	77.5% (22.5%)	21.85
多摩川水系など	137.95	—	137.95
合計	679.55	—	575.28

3 水道需要予測の改定経過

都における水道需要の予測は、長期計画等の策定を踏まえ、昭和51年度以降、昭和53年9月、昭和55年8月、昭和56年7月、昭和57年9月、昭和61年11月、平成2年11月、平成10年1月及び平成15年12月に見直しを行っている。

副 本

平成16年(行ウ)第497号
 公金支出差止(住民訴訟)請求事件
 原告 深澤洋子外43名
 被告 東京都知事外4名

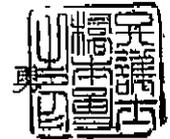
証 拠 説 明 書

平成18年7月18日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士

橋 本



被告ら指定代理人

中 村 次 良



同

貫 井 彩



同

藤 本 清 孝



同

前 田 康 行



同

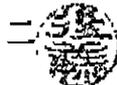
吉 野 正 禎



被告東京都知事及び東京都都市整備局総務部企画経理課長

指定代理人	森田雅	
同	吉原信	
同	井上	

被告東京都知事及び東京都建設局総務部計理課長

指定代理人	後藤謙二	
同	玉田嘉喜	
同	大和田隆夫	
同	大坪安	
同	内野祐	
同	向山公	

被告東京都財務局経理部総務課長

指定代理人	鳥海正富	
-------	------	---

被告東京都水道局長指定代理人	徳永宏	
同	藤代将彦	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙104	東京水道新世紀構想 ST EP21 (抜粋)	写し H9.5	東京都水道局	平成9年5月、東京都水道局が同局施設整備長期構想として策定した「東京水道新世紀構想 STEP21」において、利根川水系等において10年に1回の割合で発生する規模の渇水の際にも、平常どおりの給水を確保することを目標とすることを基本方針として定めたこと。